平成２４年（フ）第１６４号
広島市佐伯区五日市中央６丁目６番８号
債務者　増田　　智
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８号
香川県小豆郡小豆島町池田1119番地１　小豆島町営池田改良住宅18号
債務者　大澤　尚美（旧姓友永）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４４号
長崎県大村市沖田町701番地11
債務者　川﨑安希子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
長崎県大村市諏訪１丁目164番地、前住所長崎県大村市杭出津２丁目1444番地２
債務者　本田　　仁
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
長崎県大村市諏訪１丁目164番地、前住所長崎県大村市杭出津２丁目1444番地
債務者　髙比良百合子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
長崎県大村市小路口町318番地５、前住所長崎県大村市水主町２丁目624番地　コーポ三城Ｂ－２
債務者　近藤　勇治
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
長崎県諫早市福田町3097番地１　北御門アパート、前住所長崎県諫早市福田町3344番地の３
債務者　山口　　忠
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
長崎県大村市須田ノ木町936番地プレジール須田ノ木Ａ－201、前住所長崎県大村市小路口町328番地５　竹松アパート１号棟305号
債務者　吉岡　千恵
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
京都市中京区三条通堀川東入橋東詰町12番地
債務者　田井中染型店こと　田井中　弘
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８６号
京都市右京区西京極大門町20番地25　ＲＫマンション２Ｆ201
債務者　星山洋子こと　李　　京子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３９３号
京都市伏見区淀下津町73番地　サンライズ淀207号
債務者　濱川　澄子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1521番地１
債務者　石本　義明
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第７８１９号
大阪市東住吉区桑津４丁目13番26号
債務者　福山　雅恵
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１２８号
大阪府八尾市東久宝寺２丁目１番４号
債務者　山根　修平
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４５号
大阪府豊中市稲津町２丁目９番47号
債務者　西ノ平秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６８号
大阪府茨木市学園町３番６－904号
債務者　坂本　照代
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９６号
大阪府枚方市堤町９番33－202号、前住所京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地２棟508号
債務者　大堂　博明
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部